

(お知らせ)

## 福島第一原子力発電所 1号機における運転上の制限の逸脱について

平成 19 年 10 月 30 日  
東京電力株式会社  
福島第一原子力発電所

当所 1 号機(沸騰水型、定格出力 46 万キロワット)は起動操作中ですが、中央操作室において、原子炉保護系における原子炉の圧力指示値が出ていない\*<sup>1</sup>ことから、ただちに現場の計器を確認したところ、本日午前 7 時 15 分頃、原子炉保護系の原子炉圧力の計測に用いている計器の元弁が、本来開いているべきところ、閉まっていることを確認いたしました。

このため、原子炉保護系における原子炉圧力の計測が正しく行われておらず、動作可能ではないことから、午前 7 時 37 分、保安規定に定める「運転上の制限」\*<sup>2</sup>を満足していないと判断いたしました。

また、この計器は非常用復水器\*<sup>3</sup>に使用しているため、非常用復水器系が動作不能であると判断し、午前 8 時 37 分に非常用復水器における「運転上の制限」の逸脱と判断いたしました。

このため現在、起動操作を中断しております。

今後、原因について調査を実施いたします。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

### \* 1 原子炉保護系における原子炉の圧力指示値が出ていない

原子炉保護系は、原子炉の安全性を損なうおそれのある事象が生じた場合、あるいは予想される場合、原子炉をすみやかに緊急停止(スクラム)させる装置で、原子炉の圧力が異常に高くなった場合には、原子炉を停止する信号を発信する。この装置に使われている圧力計の指示値が出ていなかった。

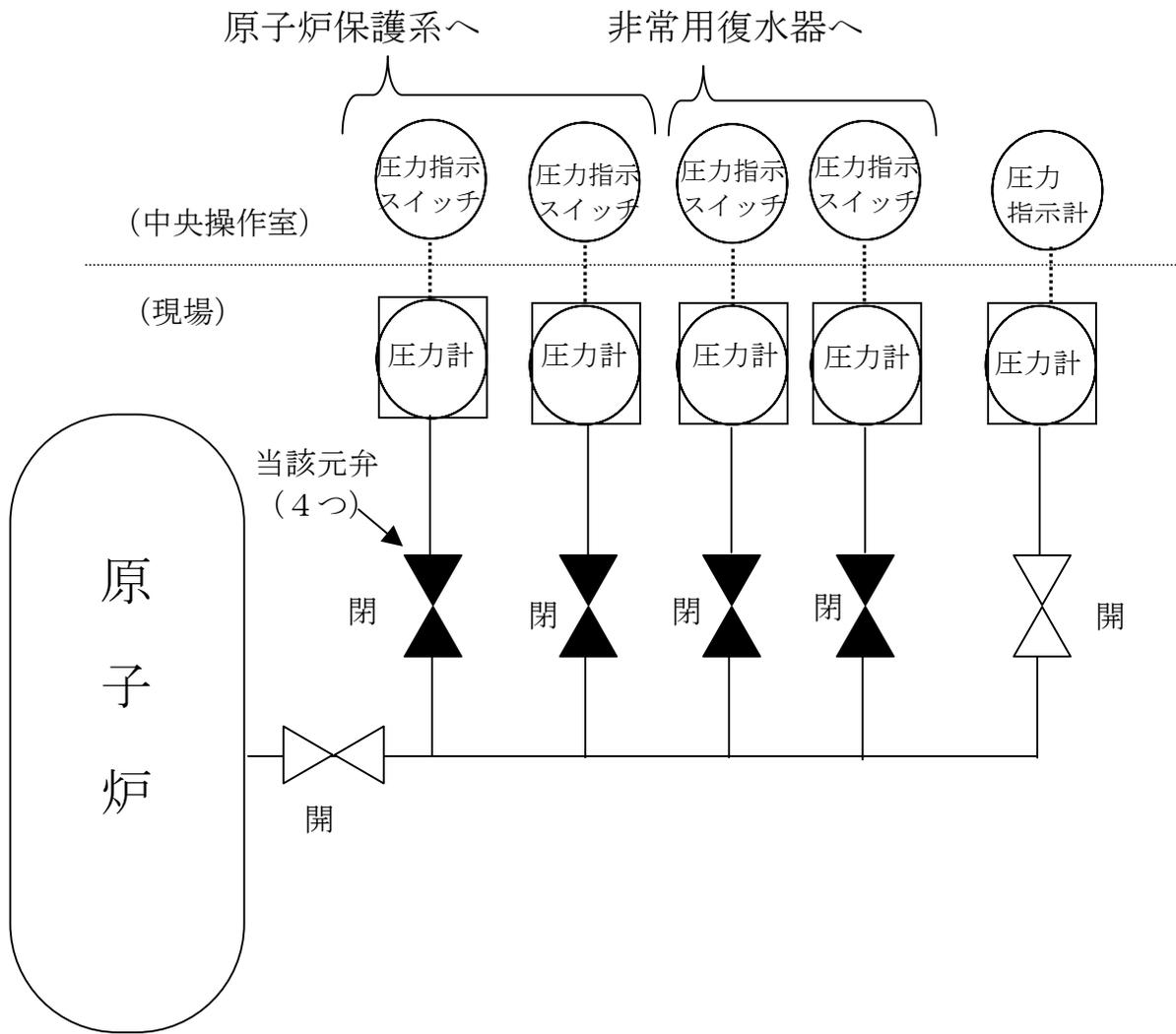
なお、原子炉の圧力の計測は、指示計用と制御用と原子炉保護系用の複数の計器で行っており、指示計用と制御用は正常に指示していた。

### \* 2 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになる。

### \* 3 非常用復水器

原子炉の圧力が上昇した場合に、原子炉の蒸気を導いて水に戻し、炉内の圧力を下げるための装置(1号機のみを設置)。



原子炉の当該圧力計の概略図